

平成26年度 歴史的風致維持向上推進等調査 募集要領

平成26年3月12日

国土交通省 都市局

1. 調査の主旨について

地域における良好な景観の形成や歴史的風致の維持及び向上の取組は、地域振興・活性化につながる。このような取組を行っている団体は、景観計画策定団体数や歴史的風致維持向上計画認定団体数の増加に見られるように、全国において年々増加している。しかし、町家等の歴史的建造物が、所有者の高齢化、専門家の不足、修理費用の問題等から、マンションや駐車場、空地、空家になるといった歴史的まち並みの保全・活用における問題が全国の各地域において発生している。

本調査では、良好な景観や歴史的まち並みの形成における資金面、人材面、技術面等の共通課題に対応した取組の提案を募集し、優れた提案を実施することで、全国で活用できる現実的、効果的な方策の枠組みの検討を可能とし、その成果を全国に広めることによって、地域における良好な景観の形成や歴史的風致の維持及び向上の推進を図り、もって地域振興・活性化に寄与することを目的とする。

2. 応募主体について

以下の団体とします。

①地方公共団体

②地方公共団体を構成員に含む団体（協議会等）

③歴史的風致維持向上支援法人、景観整備機構又はその他の地域活性化に取り組む団体

i. ②、③の団体による応募は当該団体が法人格を有している場合か、または法人格のない任意の団体で以下のすべての要件に該当する場合に限り可能です。

- ・代表者の定めがあること
- ・調査実施手続きを適正かつ効率的に行うため、団体としての意志決定方法、事務処理方法及び会計処理方法並びに責任者を明確にした規約、団体内での役割分担等が定められていること

ii. ③の団体が応募する場合には、提案について関係する地方公共団体から推薦を得ていただく必要があります。

3. 募集内容について

歴史的風致維持向上推進等調査は、公募により広く提案を募集するものであり、応募された提案の中から、有識者によって構成される評価委員会の評価により優れたも

のを選定し、提案の応募者へ調査を委託します。以下の事項に留意の上、提案を行って下さい。

(1) 募集する提案内容

下記の良好な景観や歴史的まち並みの形成における共通課題に対応する取組の提案を募集します。

①民間資金の導入による町家等の歴史的建造物の修理・活用等の促進

町家等の歴史的建造物の修理・活用は、補助金等による支援が行われているが、持続的に修理・活用を行うためには民間資金を活用した取組を進める必要がある。また、空地・空家の発生によるまち並み景観悪化の対策として、空地・空家の発生防止の取組や空家の利活用等の取組を進める必要がある。

(取組の例)

- ・ 信託制度による歴史的建造物の活用の実施と課題検証
- ・ 歴史的建造物を修理・活用するための地域のまちづくりファンド創設や継続的にファンドの資金を確保するための仕組み作り
- ・ まち並みを形成する建造物の空家・空地化の事前把握、未然防止、空家等の利活用、景観上支障となることの防止等の仕組み作り
- ・ 歴史的建造物の保全・活用に必要となる状態把握調査手法・評価手法の確立

②広域的な歴史まちづくりの専門家組織の育成

町家等を修理・活用する際の人材不足といった課題に対応し、専門家の育成を行うと共に、そのような課題に対応する取組を行っていく専門家の組織の育成が必要である。また、組織間による広域的な連携等により災害等の緊急時に多量の歴史的建造物修復作業が行える体制を整えることが必要である。

(取組の例)

- ・ 継続的に歴史的建造物の修理等の技術をもった人材を育成する仕組み作り
- ・ 育成され技術を習得した人材がまちづくりの取組の中で活躍する仕組み作り
- ・ 全国で活用可能な歴史的建造物や景観・歴史まちづくりの専門家リストの作成と継続的に更新・活用されるための仕組み作りや IT を活用した専門家組織の情報交換の場の構築
- ・ 災害に対処していくために必要な取組の実施や広域的な体制の構築

③伝統工法と現代工法の組合せによる歴史的建造物保全システムの構築

歴史的建造物における居住等の活用ニーズを増やすため、伝統工法による修理において課題となっている経済性や現代生活を考慮した住みやすさ、地震等の災害時における安全性等を考慮しつつ、歴史的まち並みの魅力となっている

歴史的価値を維持するための柔軟な発想による修理工法により、伝統工法と現代工法の組合せによる修理方法の居住者等や専門家の意見を踏まえた選択やその修理に必要な材料の調達を可能にする歴史的建造物保全システムの構築が必要である。

(取組の例)

- ・歴史的建造物において、安全性向上や住居・店舗としての利用に向けた修理に必要なとされる新しい技術の研究
- ・伝統的な工法や材料のもつ歴史的価値等を維持しつつ、経済性を考慮した歴史的建造物の修理工法の検討
- ・歴史的建造物を保全していくための継続的な材料調達手法の検討
- ・歴史的建造物において活用に向けた修理を行う際の、歴史的価値の維持という視点による評価基準の検討とチェックシステムの確立

(2) 委託期間

契約締結時～平成27年3月上旬

上記委託期間で実施可能な取組について、提案をして下さい。

4. 経費について

1件あたりの調査経費の上限額は原則700万円程度とします。

本調査で措置する経費は、提案のあった取組の実施に係る経費であって、かつ、国からの調査委託費（国庫委託金）として措置することが出来るものに限りま

す。以下のような経費は、調査委託費による措置の対象にはなりません。

- ①国等により別途、補助金、委託費等が支給されている取組に関わる経費
- ②地方公共団体職員の人件費
- ③施設整備・修繕費、恒久的な施設の設置費等

【注意】選定された場合、委託契約を結ぶこととなりますが、**概算払いは行いません。**

(委託料の支払いは、調査終了後の精算払いのみ。)したがって、調査期間において業務を実施できる資金力が必要となります。

※ 経費の区分等については、別紙②委託契約書案の別紙2をご確認ください。

<再委託について>

再委託については書面による事前の承諾が必要であり、原則として、金額にして、調査経費の1/2を超えて再委託することはできません。

また、業務の全部を一括して又は業務の**主たる部分**を再委託することはできません

ん。(主たる部分とは業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等)

なお、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理、計算処理、模型製作、翻訳、参考書籍・文献購入、消耗品購入、会場借上の軽微な業務を再委託しようとするときには、承諾の必要はありません。

また、応募団体が複数の団体で構成される協議会等の場合、構成団体間で処理される経費は再委託とはなりません。

5. 応募方法について

下記の応募書類を、提出期間内に提出して下さい。応募書類に記入漏れや書類の不足等の不備があった場合、その応募書類は受理できませんのでご注意下さい。

(1) 応募書類

・様式1

事務的な連絡事項の記載様式となります。

提出日、応募団体名、代表者の氏名を記入し、印を押して下さい。

取組を提案する共通課題を1つ選択して下さい。複数の共通課題に資する取組を提案する場合であっても、複数選択することはできません。

「提案名」、「応募団体の概要」、「担当者連絡先」を記入して下さい。募書類等に関する問い合わせは、「担当者連絡先」に記載された担当者に行います。電話番号等の連絡先は、応募書類提出後、選定結果を通知するまで、平時連絡可能な番号、アドレスを登録して下さい。

応募団体が2.の「②地方公共団体を構成員に含む団体(協議会等)」の場合は、構成員である地方公共団体名、担当者の氏名、所属、役職、連絡先電話番号を記載した書面を添付して下さい。

応募団体が2.の「③歴史的風致維持向上支援法人、景観整備機構又はその他の地域活性化に取り組む団体」の場合は、様式1別添の推薦書を添付して下さい。

応募団体が2.の「②地方公共団体を構成員に含む団体(協議会等)」又は「③歴史的風致維持向上支援法人、景観整備機構又はその他の地域活性化に取り組む団体」の団体である場合は、下記の資料を添付して下さい。

- ・法人格のある団体の場合は、法人登記簿謄本
- ・法人格のない任意の団体の場合は、団体としての意志決定方法、事務処理方法及び会計処理方法並びに責任者を明確にした規約、団体内での役割分担等が定められていることが確認できる資料

・様式2

この書類において提案選定を行います。

提案内容について概要（A4ヨコで必ず1枚に収めること）を作成して下さい。
文字は小さくとも10ポイント程度までとして下さい。

提案名、応募団体名、共通課題①～③のいずれか該当する番号、経費予定額を
記入して下さい。

提案内容を、「背景と課題」、「取組内容」、「取組の成果とその活用方針」の構成
に沿って、必要に応じ写真、図等を使用し、具体的に実施する取組が何か、明確
に理解できる記述として下さい。（ワード、一太郎いずれの様式で作成いただいても
構いません。）

応募団体名は次の通り表記して下さい。

地方公共団体⇒市区町村の場合は、団体名のあとに都道府県名をカッコ書、都
道府県の場合は団体名のみ記載

特定非営利活動法人⇒はじめに「(NPO)」を付して表記

株式会社、その他会社法に基づく法人⇒はじめに「(株)」、「(他会)」を付して
表記

社団法人、公益社団法人、一般社団法人⇒はじめに「(社)」、「(公社)」、「(一社)」
を付して表記

財団法人、公益財団法人、一般財団法人⇒はじめに「(財)」、「(公財)」、「(一財)」
を付して表記

前述以外のその他法人⇒はじめに「(他法)」を付して表記

協議会等法人ではない団体⇒はじめに「(任団)」を付して表記

「取組内容」は、具体的な調査経費の使い道がわかるように工夫して記載して
下さい。

例) × : 「〇〇の方法を検討する。」

○ : 「〇〇の実験を行い、その結果から〇〇を分析して〇〇の方法を検討
する。」

○ : 「〇〇のアンケートを行い、その結果から〇〇を把握して〇〇の方法
を検討する。」

(2) 提出期間

○平成26年4月11日(金)から4月17日(木) 17:00まで

※提出期間は上記のとおりですが、提出された応募書類は、平成26年度当初予算
成立をもって受理とします。また、本調査は、平成26年度当初予算の成立以降
に6.(3)の契約を交わすことによって実施が可能になります。

(3) 応募書類の提出

応募書類は、応募者が所在する地域を管轄する地方整備局等担当係宛（別紙①参照）に電子データ（PDF形式）をメールにて、提出して下さい。送付先メールアドレスは提出開始日の前日（平成26年4月10日（木））に国土交通省のホームページ（http://www.mlit.go.jp/toshi/rekimachi/toshi_history_mn_000003.html）で公表します。（送付先メールアドレスに関する電話によるお問い合わせは、平成26年4月10日（木）以降にお願いします。）

応募書類のメール送信後、各地方整備局等担当係へ必ず電話にてデータが届いているかの確認をお願いします。電子データのファイル総量は極力2メガバイト以内として下さい。なお、送信された応募書類の印刷は、様式1は白黒で行い、様式2はカラーで行います。

6. 応募後のスケジュールについて

※平成26年度当初予算の成立時期によっては、変更が生じる可能性があります。

(1) 応募内容の確認（提出期間中及び提出期間後）

応募内容について確認するため、必要に応じて電話・メールによる問い合わせを行うことがあります。

(2) 選定（5月中旬）

本調査に応募された提案の選定にあたっては、評価委員会において下記に定める評価方針に沿って提案を評価し、その評価を踏まえ選定します。その際、提案内容の一部のみを採択することや実施内容の変更・充実を前提に採択することがあります。

【評価方針】

有識者によって構成される「歴史的風致維持向上推進等調査評価委員会」において、主に以下の視点で評価します。

①地域における良好な景観や歴史的まち並み形成の方針及びそれとの整合性

調査実施地域の良好な景観や歴史的まち並みの形成に関する課題や方針等が整理されており、提案する取組がそれを踏まえたものとなっていること。

②提案する取組の課題解決効果、先導性、汎用性

提案する取組が、選択した共通課題に対応した取組となっており、課題解決への効果が大きい取組となっていること。また、提案する取組が、全国において事例は少ないが、多くの地域で実施可能な取組であるなど今後広がることが期待される取組となっており、調査で得られる成果が他の地域から参考とされやすいものであること。

③応募団体の実行力

提案内容が現実的なものとなっていること。提案内容に関連する取組成果

や、調査実施後における地域での取組についての方針が具体的な内容となっており、実現可能性が高いこと。

なお、選定結果は応募団体の代表者に、書面により通知するほか、ホームページ等により、選定された団体の団体名、団体の住所（市区町村名まで）を公表します。（5月下旬予定）

（3）契約手続き（選定結果通知後～）

国土交通省都市局が、選定された提案の応募団体と委託契約の手続きを行います。（別紙②参照）

委託内容は、提案どおりとならない場合があります、次の作業を通じて提案内容の一部のみを委託することや実施内容の変更・充実した上で委託することがあります。

- ・契約手続きに際し、実施内容や成果物の内容等について応募団体と個別に協議させていただきますのであらかじめご了承ください。（この際の旅費等は自己負担となり、調査経費には含められません。）
- ・協議にあたっては、事前により具体手的な計画の内容や提案スケジュール、提案に必要とされる経費内訳、実施体制などより詳細を確認するための書類の提出を求めることとなりますので、あらかじめご了承ください。

（4）進捗報告について

本調査の調査進行状況を確認するため、委託期間中において国土交通省等にて4回程度の進捗報告を行っていただく予定です。

（5）取組結果の報告会（平成27年2月下旬ごろ）

本調査の取組結果の報告会を国土交通本省で実施する予定です。報告会では、調査を実施した応募団体から取組結果について説明していただきます。（報告会の出席に伴う国土交通本省への旅費は、必要経費に含めて下さい。）

（6）成果物について

委託調査期間の終了日までに、成果物を提出していただきます。成果物は調査報告書（A4版）を3部とその電子情報（CD-Rディスク等）とします。（調査内容によって、成果物を追加する場合があります。）

（7）精算等（委託業務完了時）

委託業務完了時は、成果物に添えて、十分な根拠資料（支出を記録した帳簿と支出を証する証拠書類）を基に作成した精算報告書、委託費経費内訳報告書等を提出していただき、検査によって支出の適否を確認した上で額を確定し、実費をお支払

いたします。

7. 問い合わせ先について

国土交通省 都市局 公園緑地・景観課 景観・歴史文化環境整備室 地下、山口

電話：(代表) 03-5253-8111 (内線 32985)

(直通) 03-5253-8954

本募集全般に関するお問い合わせは、上記の担当まで電話にてお願いします。(異動があった場合には、後任のものとする。) 送付先メールアドレス等の応募書類の送付に関するお問い合わせは、各地方整備局等担当係 (5.応募方法(3)応募書類の提出参照) へ電話にてお願いします。